

特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る 等級判定ガイドライン案の作成のための調査研究

研究代表者 本田 秀夫（信州大学医学部子どものこころの発達医学教室）

研究要旨

特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の障害認定事務は、都道府県及び政令指定都市において行われている。しかし、数値等の客観的な基準がないことから、各都道府県・政令指定都市の認定医の判断によるところが大きいのが現状である。

本研究では、平成29年度から平成30年度にかけて特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）について行われた2つの先行研究（先行研究①、②）の結果をふまえ、認定の地域差の適正化に資する「特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン案」を作成することを目的とする。

1. 検討会議

研究代表者1名、研究分担者1名、研究協力者9名による検討会議を組織し、1年目は6回、2年目は4回の会議を開催した。研究1、2の結果を踏まえて、先行研究②で作成した認定診断書改定案および診断書作成要領案の最終調整を行うとともに、等級判定ガイドライン素案を確定した。

2. 等級判定ガイドライン素案の作成（研究1）

障害基礎年金の精神の障害に係る等級判定ガイドラインを参考にしながら、「日常生活総合スコア区分」と「障害のため要する援助の程度」の組み合わせによる等級判定表素案を作成した。

3. 等級判定ガイドライン素案を用いた認定医による判定の信頼性と妥当性に関する研究（研究2）

研究分担者および研究協力者が作成した模擬症例に対する認定診断書について、特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の判定業務を実際に行っている認定医71名に等級判定ガイドライン素案を用いて判定するよう依頼し、得られた判定結果の妥当性と評価者間信頼性を調査した。44名（62.0%）から回答があり、一定の妥当性と中等度～高い評価者間信頼性が得られた。

認定診断書改定案を認定診断書作成要領案に沿って診断医が記入し、等級判定ガイドライン素案に沿って認定医が判定することによって、特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）における認定の地域差が解消され、さらには障害基礎年金との整合性が保障されることが期待される。

なお、障害児福祉手当（精神の障害）は、現行の認定診断書に記載すべき項目が特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）と一部を除いて同じである。したがって、本研究で作成し、修正を加えた認定診断書改定案等については、障害児福祉手当（精神の障害）に用いることも可能である。

研究分担者

篠山 大明（信州大学医学部精神医学教室
准教授）

童精神担当部長）

吉川 徹（愛知県医療療育総合センター中
央病院子どものこころ科（児童精
神科） 部長）

研究協力者

小平 雅基（社会福祉法人恩賜財団母子愛育
会総合母子保健センター愛育ク
リニック小児精神保健科 部長）

氏家 由里（東京都心身障害者福祉センター
医長）

野邑 健二（名古屋大学心の発達支援研究実
践センター 特任教授）

樋端 佑樹（信州大学医学部子どものこころ
の発達医学教室 特任助教）

早川 洋（社会福祉法人慈徳院 こどもの
心のケアハウス嵐山学園 学園長）

公家 里依（信州大学医学部附属病院子ども
のこころ診療部 講師）

山田 佐登留（東京都児童相談センター 児

白石 健（信州大学医学部精神医学教室
助教）

A. 研究目的

特別児童扶養手当(知的障害・精神の障害)の障害認定事務は、都道府県及び政令指定都市において行われている。しかし、数値等の客観的な基準がないことから、各都道府県・政令指定都市の認定医の判断によるところが大きいのが現状である。

平成29年度～平成30年度厚生労働行政推進調査事業費補助金(障害者政策総合研究事業)にて行われた「特別児童扶養手当等(精神の障害)の課題分析と充実を図るための調査研究」(研究代表者:齊藤万比古、以下、「先行研究①」)の中で、特別児童扶養手当認定診断書(知的障害・精神の障害用)の改定素案が提案された[1]。

研究代表者の本田は、令和2年度～令和3年度厚生労働科学研究費補助金(障害者政策総合研究事業)にて行われた研究「特別児童扶養手当(精神の障害)の認定事務の適正化に向けた調査研究」(以下、「先行研究②」)の研究代表者を務めた[2]。先行研究②では、現行の特別児童扶養手当(知的障害・精神の障害)の認定の地域差を把握するための実態調査を行い、全国67都道府県・政令指定都市のうち40の自治体の協力を得て、4,419件の認定診断書のデータを分析した。その結果、自治体ごとの認定率(1級または2級と判定される比率)は33.6%から100%の範囲であるなど、特別児童扶養手当の障害認定における自治体間の地域差の実態が明らかとなった。

さらに先行研究②では、先行研究①で作成された改定素案にさらに修正を加えた認定診断書の改定案を作成し、様々な診断と重症度の模擬症例11例に対して日本児童青年精神医学会の医師会員に診断書の記入を依頼し、626名より回答を得た。認定診断書案の記入内容を統計解析した結果、「障害のため要する援助の程度」の判定において、妥当性と評価者間信頼性のいずれもが一定の基準を満た

していることを確認した。

これらの結果をふまえて、本研究では、認定の地域差の適正化に資する「特別児童扶養手当(知的障害・精神の障害)に係る等級判定ガイドライン案」を作成することを目的とした。

B. 研究方法

1. 検討会議による検討(1年目、2年目)

本研究では、研究代表者1名(本田)、研究分担者1名(篠山)、研究協力者9名(小平、野邑、早川、山田、吉川、氏家、樋端、公家、白石)による検討会議で検討を行いながら、アンケート実施および統計解析については研究分担者(篠山)と研究協力者(樋端、公家、白石)のチームが行った。

1年目は、先行研究②における認定診断書改定案の信頼性・妥当性に関する調査で得られたデータをもとに、認定診断書改定案および作成要領案の微細な修正を行った。また、障害基礎年金の精神の障害に係る等級判定ガイドラインを参考にしながら等級判定ガイドライン素案を作成した。

2年目は、1年目に作成した認定診断書案と等級判定ガイドライン素案を用いて認定医が判定を行った場合の信頼性と妥当性を評価し、その結果をもとに認定診断書改定案、作成要領案、等級判定ガイドライン素案を確定した。

2. 特別児童扶養手当(知的障害・精神の障害)等級判定ガイドライン素案の作成(1年目)(研究1)

障害基礎年金の精神の障害に係る等級判定ガイドラインを参考にするために、年金局に文面での質疑応答を行った。さらに、先行研究②における認定診断書改定案の信頼性・妥当性に関するサンプル調査で得られたデータをもとに、等級判定ガイドライン素案の作成を行った。

3. 特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン素案を用いた認定医による判定の信頼性と妥当性に関する研究（2年目）（研究2）

先行研究②で作成した模擬症例のうち5例について、初年度に調整した認定診断書の改定案を用いて研究分担者および研究協力者が記載した。

研究実施時に、特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）の判定業務を実際に行っている認定医71名に協力を依頼し、認定診断書案を用いて模擬症例について記載された診断書と等級判定ガイドライン素案を用いて判定するよう依頼し、得られた判定結果の妥当性と評価者間信頼性を調査した。

（倫理面への配慮）

本研究では個人情報扱っていないため、倫理的配慮は必要としない。

C. 研究結果

1. 検討会議

1年目は6回の検討会議を開催した。先行研究②で実施された日本児童青年精神医学会の医師会員626名を対象としたアンケート調査では、同研究で作成された認定診断書の改定案および認定診断書作成要領案についてさまざまな意見が寄せられた。それらの意見をふまえて議論を重ね、認定診断書改定案および認定診断書作成要領案の微細な修正を行った。修正は主として文言等に関するものであり、診断医の記載結果および認定医の等級判定への影響はないと考えられた。

2年目は4回の検討会議を開催した。先行研究②で作成した模擬症例のうち5例について、初年度に調整した認定診断書の改定案を用いて研究分担者および研究協力者が記載した。記載した診断書は、研究2のアンケート調査で用いた。

アンケート調査の回答が回収され、統計解析が行われた後の会議では、等級判定ガイドライン素案を使用した判定の妥当性と信頼性が十分に高いことが確認された。一方で、アンケートに協力した認定医の意見からは、診断書の記載のみから正確な判定を行うことが難しいケースもあるという意見が出された。

これらの議論を踏まえ、診断書改定案に療育手帳の有無を記載する欄を設けるなどの微細な修正を行い、ガイドライン素案の表2「総合評価の際に考慮すべき要素の例」に、てんかんに関する記載を追加した。

2. 特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）等級判定ガイドライン素案の作成（1年目）（研究1）

年金局に文面での質疑応答を行い、判定表作成に関する方針を定めた。

先行研究②において「日常生活能力の判定」の評価と「障害のため要する援助の程度」の評価がどのような組み合わせの場合に各模擬症例がどの程度の重症度であったかを分析し、その組み合わせを参考に等級認定の目安となる判定表を作成した。

さらに、判定表が独り歩きしないよう、診断書記載内容から「考慮する要素」を定め、その他の情報等とあわせて総合評価することで障害等級の妥当性を確認することを、明記することにした。

「日常生活能力の判定」の内容から「日常生活総合スコア」を求めると、先行研究②で実施した調査における模擬症例において、「日常生活総合スコア区分」と「障害のため要する援助の程度」の2つの指標の組み合わせが、各模擬症例の重症度の目安となることが明らかになった。

この結果をふまえて、「日常生活総合スコア区分」と「障害のため要する援助の程度」の組み合わせによる等級判定表案を作成した。

障害基礎年金（精神の障害）の等級判定との整合性を保つために、障害基礎年金（精神の障害）の等級判定ガイドラインを参照しながら検討会議で討議を行い、特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害用）に係る等級判定ガイドライン素案を作成した。具体的には、重症度のスコア化についての検討を行い、診断書に医師が記入した「障害のため要する援助の程度」と「日常生活能力の判定」の数値から、重症度の目安を算出する表の作成を行った。

3. 特別児童扶養手当（知的障害・精神の障害）に係る等級判定ガイドライン素案を用いた認定医による判定の信頼性と妥当性に関する研究（2年目）（研究2）

66の自治体で判定業務を行う認定医71名のうち、39の自治体の44名から回答が得られた（回収率62.0%）。回答者の診療科は精神科医34名、小児科医7名、小児科医かつ精神科医2名、未回答1名であった。

最重度を想定した模擬症例はすべて1級の判定、重度を想定した模擬症例は主に1級と2級の判定、軽度を想定された模擬症例は主に2級と非該当の判定であった。

判定不能の回答や無回答がある対象者をリストワイズ除去により除外した後、認定医39名の回答結果から級内相関係数を算出した結果、級内相関係数ICC(2, 1)は0.69(95%信頼区間：0.42-0.95)であった。

自由記載欄では、現行の認定診断書からの変更点に対して概ね賛成の意見が多かった。一方で、より簡素なフォームの開発を求める声や、判定業務の負担を軽減するような工夫を要望する声も寄せられた。また、幼児、PTSDがある児童、てんかんがある児童の判定基準やガイドラインの追加が必要との意見もあった。診断書改定案に関しては、療育手帳の有無を記載する欄が必要であることが指

摘された。

D. 考察

先行研究②および本研究の研究2のアンケートに回答した医師のコメントを反映させる形で認定診断書案および作成要領案に修正を加えたことにより、診断医が記載しやすい診断書様式になった。修正は主としてフォーマットや細かい用語であり、認定診断書改定案の信頼性および妥当性には影響を及ぼさないと考えられる。研究1で作成した等級判定ガイドライン素案では、「日常生活能力の判定」と「障害のため要する援助の程度」の2つの指標に基づいて等級認定の目安を判定できる判定表を作成した。また、障害基礎年金（精神の障害）の等級判定ガイドラインに倣って、判定表のみで判定をするのではなく、診断書記載内容から「考慮する要素」を定め、その他情報等とあわせて総合評価することで障害等級の妥当性を確認することを強調した。

研究2では、模擬症例について認定診断書改定案を用いて研究分担者および研究協力者が記載した診断書を認定医がガイドライン素案を用いて判定するという研究デザインで信頼性と妥当性を検討した。その結果、一定の妥当性と中等度～高い評価者間信頼性が確認された。このことから、本研究で作成し最終調整した認定診断書改定案、認定診断書作成要領案、等級判定ガイドライン素案は、十分に実装可能な水準であると考えられる。

一方、認定医へのアンケートにおける自由記載の記述の中には、判定の目安になる事例集の提供を求める声や、診断書から日常生活の状況を十分に読み取ることの難しさに関する意見もあった。今後、認定診断書案や等級判定ガイドライン素案を臨床や認定の現場で活用するための補助的な情報ツールがあると、診断書記載や認定の曖昧さをさらに抑えることができることが期待される。

E. 結論

本研究により、認定診断書改定案を認定診断書作成要領案に沿って診断医が記入し、等級判定ガイドライン素案に沿って認定医が判定するという流れを示すことができた。これらを用いることにより、特別児童扶養手当(知的障害・精神の障害)における認定の地域差が解消され、さらには障害基礎年金との整合性が保障されることが期待される。

今後、認定医が等級判定を行う際の見安となる事例集や、判定に際して必要に応じて申請者に照会するための「日常生活に関する照会票」などの情報ツールを作成して補助的に用いることで地域差の解消や障害年金における等級判定との整合性が一層確実になると思われる。

最後に、障害児福祉手当の認定について触れておきたい。これは、重度の障害を有するために日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の本人に支給される手当である。現行の障害児福祉手当(福祉手当)認定診断書(精神の障害用)は、記載すべき項目が特別児童扶養手当認定診断書(知的障害・精神の障害用)と一部を除いて同じである。したがって、これまでの一連の研究で作成してきた認定診断書改定案等については、障害児福祉手当に用いることも可能である。資料として、本研究で作成した特別児童扶養手当(知的障害・精神の障害用)認定診断書改定案、認定診断書作成要領案、等級判定ガイドライン素案を添付する。

F. 健康危険情報

特記すべきことなし

G. 研究発表

1. 論文発表

本田秀夫, 長野佳子: 発達障害の人たちの余

暇活動支援. 小児内科 54(7): 1179-1182, 2022.

本田秀夫: 自閉スペクトラム症. 日本医師会雑誌 151 特別号(2): S166-S168, 2022.

本田秀夫, 永春幸子: 神経発達症の臨床で知っておきたい制度・社会資源・連携機関. 精神科治療学 37(12): 1371-1376, 2022.

本田秀夫: 「つなぎ」の視点からみた発達障害の支援. こころの科学 NO.227, 日本評論社, 東京, pp.14-19, 2023.

本田秀夫: 神経発達症の特性に即した診療報酬の整備を! そだちの科学 No.41, 日本評論社, 東京, pp.101-102, 2023.

本田秀夫: 自閉スペクトラム症のコミュニケーションケアと臨床研究. 児童青年精神医学とその近接領域 64(3): 271-280, 2023.

本田秀夫: 自閉スペクトラムの人にみられる適応の問題. 精神科治療学 39(1): 67-71, 2024.

本田秀夫: 児童精神科臨床における早期診断の意義. 精神科診断学 16(1): 43-44, 2024.

Honda H, Sasayama D, Niimi T, Shimizu A, Toibana Y, Kuge R, Takagi H, Nakajima A, Sakatsume R, Takahashi M, Heda T, Nitto Y, Tsukada S, & Nishigaki A: Awareness of children's developmental problems and sharing of concerns with parents by preschool teachers and childcare workers: The Japanese context. Child: Care, Health and Development. 50: e13153, 2024.

Iwasa M, Shimizu Y, Sasayama D, Imai M, Ohzono H, Ueda M, Hara I, and Honda H: Twenty-year longitudinal birth cohort study of individuals diagnosed with autism spectrum disorder before seven years of age. Journal of Child Psychology and Psychiatry. 63(12): 1563-1573, 2022. doi: 10.1111/jcpp.13614. PMID:

- 35405770.
- 久保木智洸, 高橋知音, 本田秀夫, 鷺塚伸介: 自閉スペクトラム症および注意欠如・多動症傾向の中学生が抱える日常生活上の困り感を尋ねるための自記式質問紙の試作版開発。信州大学教育学部研究論集 16: 49-62, 2022。
- 牧田みずほ, 本田秀夫: 神経発達症: 概念の変遷と診断について。治療 105(8): 992-995, 2023。
- 中條裕子, 本田秀夫: 「強迫」概念の歴史と変遷。上越教育大学心理教育相談研究 22: 29-34, 2023。
- Nakamura T, Kaneko T, Sasayama D, Yoshizawa T, Kito Y, Fujinaga Y, Washizuka S. Cerebellar network changes in depressed patients with and without autism spectrum disorder: A case-control study. *Psychiatry Res Neuroimaging*. 2023 Mar;329:111596. doi: 10.1016/j.psychres.2023.111596.
- Sasayama D, Kuge R, Toibana Y, and Honda H: Trends in Diagnosed Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder Among Children, Adolescents, and Adults in Japan From April 2010 to March 2020. *JAMA Network Open*. 2022;5(9):e2234179. doi:10.1001/jamanetworkopen.2022.34179.
- 篠山大明: 子ども・発達領域における精神医学的知識の普及啓発。精神医学 64(7):1007-1015, 2022。
- 清水亜矢子, 本田秀夫: プライマリケア医が診る子どもの発達障害。日本医事新報 No.5129: 18-32, 2022。
- 山口美季, 本田秀夫, 篠山大明, 鷺塚伸介: 通常学級で発達障害の子どもが困難に感じやすい場面における支援方法に関する学校教員と医師の意識の比較に関する探索的研究。精神科治療学 37(9): 1023-1031, 2022。
- ## 2. 学会発表
- 福永宏隆, 公家里依, 篠山大明, 本田秀夫, 鷺塚伸介: 神経性やせ症の入院患者を対象とした栄養療法の有効性, 安全性の検討: 後ろ向き観察研究。第 41 回信州精神神経学会, 松本, 10.16, 2022。
- 本田秀夫: 神経発達症の子どもたちはどんな大人になるのか? 第 18 回日本小児心身医学会北海道地方会大会, Web 開催, 7.10, 2022。
- 本田秀夫: 歴史的視点からみた自閉スペクトラム研究。日本自閉症スペクトラム学会第 20 回記念研究大会, Web 開催, 8.21, 2022。
- 本田秀夫: 自閉症概念の変遷—Rutter による内包の変革, Wing による外延の拡大—。第 25 回日本精神医学史学会大会, 松本, 10.15, 2022。
- 本田秀夫: 自閉スペクトラム症のコミュニケーションケアと臨床研究。第 63 回日本児童青年精神医学会総会, 松本, 11.10, 2022。
- 本田秀夫: 指定発言。シンポジウム 1: 発達障害グレイゾーン 診断閾下の外来支援—その定義と治療意義—。第 63 回日本児童青年精神医学会総会, 松本, 11.10, 2022。
- 本田秀夫: 特別児童扶養手当 (知的障害・精神の障害) 認定診断書改定案および等級判定ガイドライン案の作成。第 63 回日本児童青年精神医学会総会, 松本, 11.11, 2022。
- Honda, H.: Plenary Lecture 9: A System-Model of Community Care for Autistic Individuals: From Clinical Practice to Research. The 11th Congress of The Asian Society for Child and Adolescent Psychiatry and Allied Professions, Kyoto, 5.28, 2023.

本田秀夫：ふだんは診断を必要としない自閉スペクトラムの特性のある人が一時的に示す社会生活の支障。第 119 回日本精神神経学会学術総会，横浜，6.24, 2023。

本田秀夫：精神科診療における Neurodiversity。第 119 回日本精神神経学会学術総会，横浜，6.24, 2023。

本田秀夫：神経発達症（知的障害・発達障害）の早期診断：その時期と意義。第 59 回日本周産期・新生児医学会学術集会，名古屋，7.11, 2023。

本田秀夫：児童精神科臨床における早期診断の意義。第 42 回日本精神科診断学会，富山，9.22, 2023。

本田秀夫：児童精神科から見た神経発達症医療のトランジション。第 10 回成人発達障害支援学会横浜大会，横浜，10.22, 2023。

本田秀夫：障害児のいる家庭への経済的支援に関する制度の課題。第 64 回日本児童青年精神医学会総会，弘前，11.16, 2023。

中條裕子，篠山大明，本田秀夫，鷲塚伸介：強迫症の強迫行為と自閉スペクトラム症の反復的で常同的な行動・興味の関連について。第 42 回信州精神神経学会，松本，10.21, 2023。

篠山大明．シンポジウム：地域における診療体制整備と人材育成：長野県における発達障がい診療人材育成事業．第 63 回日本児

童青年精神医学会総会，松本，11.11, 2022。
篠山大明：シンポジウム：長野県の発達障がい診療人材育成事業における経験から．第 3 回 日本成人期発達障害臨床医学会，川越，1.28, 2023。

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

I. 参考文献

- [1] 平成 29 年度～平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）（研究代表者：齊藤万比古）：特別児童扶養手当等（精神の障害）の課題分析と充実を図るための調査研究 平成 30 年度 総括・分担研究報告書
- [2] 令和 2 年度～令和 3 年度厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）（研究代表者：本田秀夫）：特別児童扶養手当（精神の障害）の認定事務の適正化に向けた調査研究 令和 2 年度～3 年度 総合研究報告書